

上田市教育委員会 2 月定例会会議録

1 日 時

令和 5 年 2 月 1 0 日（金） 午後 3 時 0 0 分から午後 3 時 2 7 分まで

2 場 所

上田市役所 2 0 2 ・ 2 0 3 会議室

3 出席者

○ 委 員

教 育 長	峯 村 秀 則
教育長職務代理者	北 沢 秀 雄
委 員	森 田 小 百 合
委 員	大 久 保 恵 子（欠 席）
委 員	木 口 博 文

○ 説 明 員

小野沢教育次長、児玉教育参事、山賀教育総務課長、宮原教育施設整備室長、長田学校教育課長、上原生涯学習・文化財課長、和根崎上田城跡整備担当政策幹、久保田人権同和教育政策幹、櫻井スポーツ推進課長、星野中央公民館長、小宮山塩田公民館長、坂部上田市立博物館長、小林丸子地域教育事務所長、松木真田地域教育事務所長、若林武石地域教育事務所長

1 あいさつ

コロナの関係であるが、上田圏域の感染状況は、2月3日以降罹患者が二桁である。それまで三桁の日が多かった。そのようなことで、2月7日に上田圏域は感染警戒レベルが3に引き下げられた。今日、全県の医療アラートも解除され、少しずつ感染が収まってきているわけだが、今日、岸田総理も卒業式のマスクについて触れていた。

ただ、今後の感染がどうなるか分からない現状で、3月の中旬の卒業式について、まだ市教委が「こうしてほしい」と、各学校に連絡するというのは、早いような気がする。もう少し様子を見たい。

卒業式は、数ある学校行事の中で一番大事な行事である。私の気持ちは、コロナ感染前の卒業式に出来るだけ近づいていけばいいなと思う。そのことが子どもたちにとって、思い出深い卒業式になるのではないかと。今後の状況を見ていきたいと思う。

2 協議事項

(1) 令和5年4月1日以降の学校給食費について(丸子学校給食センター 学校教育課)

○資料1により長田学校教育課長説明

それでは資料1「令和5年4月1日以降の学校給食費について」ご協議をお願いします。

まず、前提であるが、学校給食費に関しては、上田市は全額原則として、保護者負担としている。

1の経過であるが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国際情勢の変化に伴う物価上昇等が続き、学校給食で使用する食材費への影響も大きく受けている。学校現場では、限られた給食費の中、メニューを工夫し、給食を提供してきたが、それも限界になりつつ、現行のままでは来年度以降、学校給食の質や量、栄養バランスを保つには大変困難な状況になるとなり、昨年10月、上田市学校給食運営審議会に、「令和5年4月1日以降適用分の学校給食費について」を諮問し、去る令和5年1月20日(金)に同審議会から答申を受けたところである。

2の答申の概要であるが、「物価高騰が続く中であっても、学校給食摂取基準を満たし、安心・安全で、多様な食材を適切に組み合わせで献立を調理し、児童・生徒が成長期に必要な栄養素を確保するための、質や量を維持する必要がある。」とのご意見をいただき、そのために、現在の給食費は平成27年4月に改定されたものであるため、物価高騰が続く中、児童・生徒が成長期に必要な栄養素を確保するための、質や量を維持できる学校給食を提供するためには、現行の給食費1食あたり24円(小中学校一律)を引き上げることはやむを得ないとの答申を受けたところである。

答申内容の根拠となる改定額、算定根拠については、別紙で資料としてお示しさせていただいている。主食に関わる部分として、+12円、物価高騰分ということで+12円の、合わせて24円を、一食あたり引き上げる。その結果としてご覧の表に、小学校・中学校、低学年、高学年、一食当たりの給食単価を示させていただいているが、1日24円の増額ということである。24円であるが、年間とすると、児童生徒1人の場合であるが、年間4,800円の負担増、月平均400円の増ということである。

今回、この答申を受けたことで教育委員会として、令和5年4月以降について、この金額を決定をしていただきたいということである。

なお4その他であるが、物価高騰が続く中、今年度に関しても6月補正において、一食当たり20円補填するというので、新型コロナウイルス感染症の交付金を活用している。令和5年度においても、次の議会等に予算案として計上して、教育委員会としては、この金額で決定をしていただきたいところである。保護者負担については、国の支援策等検討し、可能な限り保護者負担が生じないような形を目指してまいりたいと考えている。

峯村教育長

ただ今の説明であるが、上田市学校給食運営審議会の答申について、24円値上げという答申があり、そのことについて、皆さんにご検討いただきたいと思う。この審議会の答申を尊重していくのかどうかという点でご意見をいただきたいと思う。

北沢委員

ご説明いただいた上田市の学校給食運営審議会の答申の内容については尊重したいと思う。

ただし、いくつかの質問と意見がある。1つ目の質問は、川辺小、東塩田小、菅平小、武石小と長小、傍陽小では低学年も高学年も毎月の給食費に10円の違いがある。この理由は何か。また、将来的に同額にする予定はあるのか。1食10円違えば年間200日、6年間で12,000円の違いがある。このようなことが保護者に理解されるのか。

もう1つは②の改定案の積算根拠である。上の表は、平成27年と今年度を比べている。これは物価高騰やコロナ、世界情勢、ウクライナの影響であることが分かるが、平成27年と比較しているのはなぜか。

また、下の表は物価動向である。令和4年と前年の上昇率で比べている。②の上の表と下の表の比較の方法が違う。

長田学校教育課長

まず1点目であるが、自校給食において10円差の根拠であるが、真田地域や川辺、東塩田もそうであるが、自校給食の場合、お米を自分たちの学校で炊いている。給食センターの場合だと、米飯を業者が運んでくるということで輸送費もかかる。それが値段に反映されるわけであるが、自校給食の場合は米を自分のところで炊くということで、その分センターに比べて安い。そして、真田地域に関しては、今までであるが、出来るだけ地元の方々、地元の食材を供給する業者の協力もあり、比較的低い単価で納入をしてきたというのが事実。米を自分のところで炊くということと、業者からの仕入れ価格が地元で取れた分、安かったということで差が生じている。

今後については、私ども教育委員会としては、まず原則として市内給食センター、自校給食によって給食費に差があることはあまり好ましくなく、出来れば市内同一単価を目指して参りたいということで、この運営審議会に合わせてその内容についても諮問させていただいたが、各校置かれている状況が違うため、給食費は保護者・PTA・学校、そして納入する業者等の仕入れ価格等で決めていくのが妥当ではないか、というようなご意見をいただいた。統一は目指し

たいのであるが、現実的には、各校で今後も決めていくことにならざるを得ないかなと考えている。

次に比較であるが、現行の給食費は平成 27 年に改訂をされた。主食に関しては平成 27 年以降、引き上げは行ってきていない。この間の主食分の引き上げということで 12 円を計上させていただいたということである。では物価動向も、併せて平成 27 年で比較したらどうかというような検討もさせていただいたが、やはりここ 1 年の物価高騰の上昇率が非常に激しいということで、その点を考慮し、特に副菜に関するものであるのもので、ここ直近の物価高騰の引き上げ率等を加味して 12 円とさせていただいた。時系列でいくと、比較のスペンが違うわけであるが、主食についてはこの間据え置いてきた金額の引き上げ、物価高騰については、特に著しい高騰が続いているこの 1 年間で比較させていただいたということ、今回お出ししたところである。

北沢委員

私の記憶では小麦粉や牛乳等については、長野県の学校給食会で単価等は決められているはずである。であるので、こういうことを上田市が独自でやっていたのかどうか。

長田学校教育課長

主食に関しては、長野県学校給食会が決定をしている。学校給食会は毎年引き上げた金額で行っているのであるが、上田市は給食会の単価引き上げに合わせて改定をしておこなった、というような現状がある。給食会の引き上げがあっても、その間、据え置いてきたので、今回合わせて引き上げさせていただいたというものである。

北沢委員

結論は、最初に言ったように給食費の増額で結構であるが、やはり誰が見ても分かりやすい積算根拠を示していただきたい。

峯村教育長

平成 27 年に上げたというのは、この時消費税が上がったからであったか。

長田学校教育課長

消費税が 8%に上がったため上げた。10%に上げたときは、食費に関しては軽減税率を適用するというので、この時は、引上げは見送ったという経緯がある。

峯村教育長

他にはよろしいか。

○全員了承

(2) 上田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(学校教育課)

○資料3により長田学校教育課長説明

1 の改正理由についてであるが、こちらの条例であるが、放課後児童健全育成事業ということで、学校教育課が所管している小学校の放課後児童クラブ、学童保育所、こちらの事業所の設備、運営に関する基準、元の基準は厚生労働省令に基づいてこの条例を定めているところであるが、国の省令が改正され、児童の安全の確保に関する規定が設けられたことに伴い、所要の改正を行うものである。改正の背景等は四角囲み中である。ア・イ・ウの大きく3点ある。

1 つ目アであるが、児童の安全の確保に関する計画の策定及び自動車を運行する場合の所在の確認に係る規定、こちらの背景は、静岡県等で幼稚園バスに子どもを置き去りにして亡くなってしまった、このような事件があったことを受け、自動車を運行する場合、しっかり子どもが全部降りたかどうか確認等するような規定が設けられたことである。2 つ目イであるが、感染症や非常災害の発生時において、児童に対する支援の提供を継続的に実施できるよう、それぞれ業務継続計画（BCP）を策定することが義務付けられたこと。3 つ目ウであるが、感染症及び食中毒の予防、まん延防止のために職員の研修、訓練等行うよう規定されたことである。

3 改正に伴う影響である。それぞれの施設においては、すでに施設ごとに安全計画であるとか、業務継続計画、感染症対応のマニュアル等を策定しているが、今回、国の省令が改正されたことにより、より細かい内容のチェック項目が設けられている。今後、各施設において、それぞれのマニュアル等作成されているものを見直しや実際の訓練等、行っていただくよう準備を図っていくというものである。

施行期日であるが、令和5年4月1日からの施行であるが、安全計画に関する規定については、令和6年3月31日まで努力義務とし、令和6年4月1日以降、義務付けられるということである。今回の改正内容は、全て放課後健全育成事業を行う事業所に義務付けられる内容である。

峯村教育長

ただ今の説明について、ご意見ご質問があればお出しいただく。よろしいか。

○全員了承

3 報告事項

(1) 自然科学講演会「クジラ化石から謎を解く！」の開催について（生涯学習・文化財課）

○資料3により上原生涯学習・文化財課長説明

令和元年に市内浦野川で発見されたアカボウクジラ科の全身化石は、現地の発掘作業を終え、現在、母岩から骨を取り出すクリーニング作業が行われている。このクジラ化石は、全長約8メートルあり、全身がそのままの状態で見られることは全国的にも珍しい事である。化石資料として希少性が高く、また、古生物学から見ても、非常に価値の高いものと考えられている。

現在、こちらの化石が発見されてから3年が経過する中で、この間クリーニング作業に並行してクジラ化石の調査も進み、その状況を市民の皆さまに知っていただく機会を作り、また、今回二部制で講演会も開催することで、この機会に自然科学の学びを高めていただきたいと考え、この講演会を企画したものである。

概要に記載のとおり、3月19日（日）午後1時30分からマルチメディア情報センターを会場に、まず第1部として、大阪市立自然史博物館 田中学芸員による講演会を。第2部として、クジラ化石を発見した、小諸高校の鈴木教諭によるクリーニング作業の調査の状況を報告していただく2部制で開催したいというものである。

講演会の定員、参加費、申込方法については、記載のとおりである。

また、今回広報において、この講演会に多くの中学生の生徒さんたちに参加していただきたいと考えており、市内の中学校全校にチラシを配布し、生徒の皆さんに届くような広報もしていきたいと考えている。

また、その他に記載のとおり、来年度については、小中学生を対象とした学習体験活動などに取組みたいと考えており、公民館等と連携し、夏休みに計画することで子どもたちの学びの機会も作っていきたいと考えているところである。

講演会の開催については以上である。

峯村教育長

ご意見、ご質問あれば。よろしいか。

○全員了承

峯村教育長

それでは報告事項の(2)から(7)までは説明がないが、お手元にお送りした内容について、ご質問・ご意見があればお出しいただきたい。よろしいか。

○全員了承

峯村教育長

ありがとうございました。

その他事務局からなにか連絡があるか。

○事務局連絡なし

峯村教育長

それでは以上をもって2月の定例会を終了する。

○全員了承

閉 会